

学校いじめ防止基本方針

南会津町立田島第二小学校

1 いじめ防止のための対策に関する基本方針

＜基本理念＞

いじめは、いじめを受けた児童の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が誰に対してもいじめを行わず、また他の児童に対して行われるいじめを認識しながら、これに賛同したり、放置したりすることがないように、いじめ防止対策を策定する。

＜基本方針＞

- ① いじめを許さない、見逃さない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめ早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめ早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取り組み

学校教育活動全体を通して、児童が互いに認め合い、相手を思いやる雰囲気の中で、自己有用感を感じながら自尊感情を育むことができるように努める。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を味わわせながら、児童一人一人が充実した学校生活を送ることができるようにする。その中で、「いじめは絶対に許されないことであること」「いじめの事実を見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることは傍観者としていじめに加担していること」を認識させる。

(1) 児童一人一人が自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

① 一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなど、基本的な学習習慣・生活習慣の定着は、児童の生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- 「できた」「わかった」喜びを味わわせる学習活動の充実
- 「道徳」に時間における「生命尊重」「思いやり」に関わる学習の充実
 - ・ 「生命尊重」を年間に3時間、「思いやり」を年間に2時間位置づけ、重点的に指導する。
- 児童の自発的・自治的な活動を支える委員会活動の充実
- 児童の興味・関心に応じたクラブ活動の充実
- 児童がめあてを持ち、主体的に参加できる学校行事の充実
- 集団登下校や縦割り清掃活動など、異学年交流の場の充実

② 人との関わり方を身につけるための活動

教育活動全体を通じて、児童の実態や必要に応じたソーシャルスキルトレーニング（ＳＳＴ）を実施し、自分と他人とは思いや考えに違いがあることに気づかせ、そのような中で認められる自分が存在することを感じることで、自尊感情を育み、明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。

- ③ 自分を表現できる年間カリキュラム（教育課程）の作成
年間カリキュラムの中で、表現力の育成を図るための項目や内容を明確にし、教師が見通しを持って指導方法を工夫できるように配慮していく。
- ④ 人とつながる喜びを味わう体験活動
友達とわかり合える楽しさや喜びを実感できる場の設定及び相互交流の工夫により、よりよいコミュニケーション能力の育成を図る。
- ⑤ 親和的な学級づくり
学習のルール・規則を明確化し、生活様式を整える。
- ⑥ 規則・ルールの尊重
Q Uを活用しながら学級づくりに努め、互いに認め合い信頼し合える学級集団を構築する。

(2) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりの醸成

- ① 教育活動全体を通じ、「いじめは許されないものだ」ということを継続的に指導する。
- ② 児童が安心して学校生活を送り、規律正しい態度で授業等に参加できるような学校づくりを行う。
- ③ 児童がいじめを自分たちの問題として受け止められるような働きかけをする。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取り組み

(1) いじめ早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ① 「いじめはどの学校、どの学級、そしてどの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、すべての教職員が、児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化も見逃さない鋭い観察力と感覚を身につけていく。そのために、各種研修会への参加及び校内研修会実施を計画する。
- ② おかしいと感じた児童がいる場合には、各ブロックや生徒指導委員会の場において、その事実を共有し、より大勢の目で当該児童の様子を見守るようにする。
- ③ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感を持たせる。問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、担任や養護教諭による教育相談により、当該児童から悩みなどを聞きとり、管理職への報告の後、適切な対応をして早期解決を図る。
- ④ 「学校生活アンケート」（毎月 1 日）「教育相談アンケート」（学期ごと）に実施して児童の悩みや交友関係を把握し、結果を的確に分析して学級での指導に生かす。
- ⑤ 「教育相談アンケート」の結果をもとに、年 2 回計画的に「教育相談」を実施するとともに、状況により、随時に教育相談を実施し、個々の児童理解に努める。
- ⑥ 保護者との学級懇談会や個別懇談の内容、「学校評価」の結果を分析・検討し、いじめにつながる事実等の把握に努める。
- ⑦ 全校児童のインターネット等に関する使用状況調査を実施し、現状把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育を行う。

(2) いじめ早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ① いじめの事実を把握したときは、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下すべての教職員が対応を協議し、校長の指導のものと的確な役割分担により、いじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実の確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる児童にも、いじめているのと同様であることを指導する。
- ④ 学校内だけでなく、各種機関及び専門家などと協力・連携を図りながら、解決にあたる。

- ⑤ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭、必要に応じて医療機関等の専門家と協力して解決にあたる。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携しながら、問題の解決にあたる。

- ① いじめ問題が発生したときには、家庭との連携を密にし、学校側の対応及び取り組みについて迅速かつ的確に保護者に情報を伝えて理解を得るとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて、指導に生かす。
- ② 必要に応じて、関係諸機関との連携を図りながら対応する。
- 南会津町教育委員会 ○南会津児童相談所 ○スクールソーシャルワーカー
○ 南会津警察署 ○スクールカウンセラー ○会津児童相談所南会津相談室

4 いじめ問題に取り組むための指導体制の確立

(1) 校内組織

- ① 生徒指導協議会（全職員による生徒指導に関する情報交換）
月1回の職員会議において、「生徒指導情報交換」という時間を設定し、各担任から学級の現状や問題行動を有する児童についての情報を交換し、全職員の共通理解のもと一貫した指導にあたる。
- ② いじめ防止対策委員会
いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、養護教諭によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合には、適切な処置をとるとともに、直ちに管理職及び生徒指導主事に報告する。状況により、緊急の生徒指導委員会を開催し、迅速かつ適切な対応を行う。その際校長の指示により、指導体制及び支援体制をつくり、全職員で対応する。

なお、緊急を要する問題行動が発生した場合には、必要に応じて「緊急生徒指導委員会」を開催し、対応を協議して、指導にあたる。

＜「緊急生徒指導委員会」の参加メンバー＞

◇校長 ◇教頭 ◇生徒指導主事 ◇養護教諭 ◇PTA会長 ◇南会津警察署

5 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

（年間30日を目安とする。一定期間連続して欠席している場合は迅速に調査に着手する。）

ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

（「学校いじめ防止基本方針」策定Q&Aより）

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を町教育委員会に速やかに報告する。
○ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
○ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切に行う。
○ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。